

第7節 非常警報設備

問1 アコーデオンカーテンで間仕切られている場合は、間仕切壁とみなしてスピーカの設置が必要か。

答1 壁とみなして基準とおり設置すること。
ただし、アコーデオンカーテンが天井まで至らない場合は、区画として取扱わないものとする。

問2 吹田市立の小中学校（既存）の非常放送設備の設置方法についてどのように指導すればよいか。

答2 「平成8年8月2日8教管施第136号」（吹田市教育委員会施設課長による確約書）のとおり運用すること。

問3 非常放送設備のタイマー設定は何分か。

答3 第5節. 自動火災報知設備. 問1の建物規模に該当する時間を火災確定時間（女性音声→男性音声）とすること。
火災確定後、2分経過すれば一斉鳴動に移行すること。

問4 アトリウム、体育館（学校の体育館含む）、屋内プール等の大空間にスピーカを設置する方法は。

答4 非常用放送設備委員会がまとめた大空間放送区域におけるスピーカーの設置指針を参照し運用すること。
※非常用放送設備マニュアル第3次改訂版（第一法規）第6章6.1.2
スピーカーの設置方法3の大空間放送区域におけるスピーカーの設置指針参照

問5 アンプの容量計算については、スピーカーの出力と入力どちらとするのか。

答5 原則各々のスピーカーの最大入力で計算すること。出力切替えを容易に変更出来ないように固定できれば出力で計算しても問題なし。

問6 非常警報設備の設置位置について。

答6 原則避難経路上に設置すること。(避難口付近、階段付近等に設けること)
また複数のテナントがあり、テナント内同士で相互に行き来できない場合は、各テナント内に設けるか、共用部に設けること。
※自動火災報知設備の総合盤にあっても同様とする。共用部に設ける場合は単ベルを増設するよう指導すること。

問7 音声点滅誘導灯を設置している場合の非常放送設備の鳴動について

答7 スピーカーからの音声を優先にすること。
スピーカーから音声が出ている間は、音声点滅誘導灯から流れる音声は停止させること。